

リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会規約

(名 称)

第 1 条 この会は、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会と称する。

(目 的)

第 2 条 この会は、磁気浮上式リニアモーターカーによる中央新幹線の早期建設と、県内への停車駅設置を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係情報の収集
- (2) 関係方面に対する陳情
- (3) 建設に関する調査・研究
- (4) 関係団体との連絡・協調
- (5) その他、この会の目的達成に必要な事項

(構 成)

第 4 条 この会は、県・市町及び各種団体で、第 2 条の目的に賛同する者をもって構成する。

(役 員)

第 5 条 この会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	3 名
理 事	若干名
監 事	2 名

(役員を選任及び任期)

第 6 条 役員は、総会において選任する。但し、会長は、三重県知事をもって充てる。

- 2 役員任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。
- 3 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第 7 条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織して、会務の運営にあたる。
- 4 監事は、この会の会計を監査する。

(顧 問)

第 8 条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が、この運動に関する重要な事項について助言と協力を得るため委嘱する。

(特別会員)

第 9 条 この会に特別会員を置くことができる。

- 2 特別会員は、この会の趣旨に賛同する者とし、会長が、この運動に関し助言と協力を得るため委嘱する。

(賛助会員)

第 10 条 この会の運動に関し、協力を得るため、賛助会員を置くことができる。

- 2 賛助会員は、この会の趣旨に賛同する各種団体とする。

(幹 事)

第 11 条 この会に幹事を置き、会長が選任する。

- 2 幹事は、この会の会務を分掌する。

(会 議)

第12条 この会の会議は、総会、理事会、幹事会及び担当課長会議とする。

(総 会)

第13条 総会は、毎年1回開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2 総会は、会長が招集する。また、会議は役員半数以上の出席により成立し、その議決は出席者の過半数をもって決する。

3 総会の議長は、地域連携部長が行うものとする。

4 総会は、次の事項を議決する。

(1) 規約の制定・改廃に関すること

(2) 事業計画に関すること

(3) 予算及び決算に関すること

(4) その他、重要な事項

(理 事 会)

第14条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議決定する。

(1) 総会提出議案

(2) その他、会長が必要と認めた重要な事項

(幹 事 会)

第15条 幹事会は、必要に応じ会長が招集する。

2 幹事会は、次の事項を審議する。

(1) 理事会に付議すべき事項

(2) 事業執行に関すること

(3) その他、会長が必要と認めたこと

(担当課長会議)

第16条 担当課長会議は、県、市町および市長会、町村会の各担当課室長により構成し、必要に応じ事務局が招集する。

2 担当課長会議は、次の事項について、企画・立案・協議する。

(1) 幹事会に付議すべき事項

(2) 事業執行に関すること

(3) その他、会長が必要と認めたこと

(会 計)

第17条 この会に要する経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

3 会費の額、事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は会長が作成し、第13条の会議の承認を得る。

4 事業報告及び決算書類は、毎会計年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受け、第13条の会議の承認を得る。

(事 務 局)

第18条 この会の事務を処理するため、会長が所属する団体に事務局を置く。

(そ の 他)

第19条 この会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. この規約は、昭和53年3月30日から施行する。

2. 昭和53年度の会計年度は、第16条第2項の規定にかかわらず、昭和53年3月30日に始まり、翌年3月31日までとする。

附 則

この規約は、昭和63年8月26日から施行する。

この規約は、平成 21 年 5 月 29 日から施行する。 附 則

この規約は、平成 22 年 5 月 21 日から施行する。 附 則

この規約は、平成 23 年 5 月 27 日から施行する。 附 則

この規約は、平成 30 年 5 月 7 日から施行する。 附 則

この規約は、令和 3 年 7 月 6 日から施行する。 附 則